

＼まってるよ！／



まちとしよ

～大石田町立図書館 information～



Web OPAC
PC・スマホ版

- ◆ ☎35-3877 ◆ 公式HP <http://niji.town.oishida.yamagata.jp/library>
- ◆ 大石田町立図書館蔵書検索システム (WebOPAC) から蔵書の検索や貸出状況、新着情報の確認などができます。利用者登録をしている方は、貸出中の図書を予約することができます。詳しくは図書館にご確認ください。

- 開館時間 午前9時～午後7時 (日曜日・祝日は午前9時～午後5時)
- 休館日 毎週木曜日(祝日の場合翌日) 《12月の休館日》1日(木)、8日(木)、15日(木)、22日(木)、28日(水)～31日(土)

お詫び

「ほんのへや第11号」の一部誤り修正について

10月25日全戸配布した「ほんのへや第11号」について、最終ページ、読書感想文コンクール受賞者の一覧中、大石田中学校2年 東海林あやさんの「書名・著者名」に誤りがありました。正しくは「**風に恋う 額賀滯**」となります。謹んでお詫び申し上げます。

12月の特集『年越し準備!』

今年も残すところ1か月ほど。何かと忙しくなる時期ですね。今月は、年賀状や大掃除、おせち料理のレシピなどを集めました。きっと役に立つ一冊がみつかるはず! ぜひ一度、ご覧ください。



『きちんと祝いたい新しいおせちとごちそう料理』

(堤 人美//著 朝日新聞出版//編 朝日新聞出版)
新年は、おいしいおせちとごちそうで! 一年の始まりを祝う一重、二重、三重のほか、フライパンローストビーフ、まぐろのペッパーステーキ、鴨鍋などお正月のごちそうを紹介。お酒に合うおつまみとデザートも収録する。

『筆ペンだからすぐ描けるほっこり絵てがみ』

(岩井 正人//著 日本文芸社)
紙と筆ペンだけで、思い立ったらすぐ描ける絵てがみ。食べ物や植物などの季節を感じさせるモチーフ、いろいろな動物や年中行事だけでなく、夜空などの風景の描き方を紹介。年賀状やあいさつ状などの作例も掲載する。

『しない掃除』

(みな//著 KADOKAWA)
コツコツ小掃除を習慣化すれば、汚れはたまらない! 日々暮らすなかで見つけた「できるだけ効率よく、ラクして家をキレイにする方法」を紹介する。忙しい人のための3日間でする大掃除スケジュールも収録。

今月は、どの本を読む?

新着本から話題の本・おすすめ本を紹介します!



『マル暴ディーヴァ』

(今野 敏//著 実業之日本社)
弱気なマル暴刑事・甘糟は、コワモテの上司・郡原と、麻薬売買の場と噂されるジャズクラブに潜入する。惚れ惚れするような歌声を披露する歌姫・アイの正体はまさかの-!? 『Webジェイ・ノベル』連載を書籍化。



『失われゆく国鉄名場面』

(「旅と鉄道」編集部//編 レイルウェイグラフィック//写真 天夢人)
ナツパ服姿の鉄道員、めくり式トレインマーク、お座敷列車、キヨスクで販売のミカン、手書き時刻表…。今となっては失われてしまった、懐かしく、おおらかだった昭和の国鉄名場面を写真とともに振り返る。

『ぼうさい』

(山村 武彦//監修 the rocket gold star//絵 学研プラス)

自然があばれて起こってしまう「災害(さいがい)」。こわいと思ったとき、どうすればいいんだろう。「うわさをすぐに信じない」「水に流されたら、動かないものにつかまる」など、自分で自分を守るように、「おまもりルール」を教えるよ。



『こんなかお、できる?』

(ウィリアム コール//さく トミー ウンゲラー//え こみや ゆう//やく 好学社)

毎晩、なかなか寝ようとしなない女の子。そこで、パパは「こんな かお、できる?」というゲームに誘います。女の子は、寝る支度をしながら、ゲームを楽しみ…。おやすみ前のユーモラスなかおあそび絵本。



※すべて町立図書館蔵書

合理的配慮とは?



障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

「合理的配慮」の具体例

弱視のため商品をタブレットで撮影・拡大して確認したいのだが、店内での撮影は禁止されている。

➔視覚障がいを補うための撮影は認めた。

車いすがリクライニングタイプのため、会計時にレジに並ぶこともレジ横を通ることも難しい。

➔レジで、会計の順番が来るまで店員が買い物かごを預かり、広いところで待てるようにした。

飲食店では、メニュー表への指差して注文するが、細かい希望を伝えることが難しい。



➔筆談ボードを使い「麺のゆで加減」「辛み抜き」「つゆだく」など聞き、他のお客様と同じように細かい注文にも対応できるようになった。

大勢の人がいるところでは、周囲が気になってしまい落ち着かないため、待合室での順番待ちが困難。

➔別室がないため、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースで待てるようにした。

「合理的配慮」のポイント

★対話の際に避けるべき言葉

「特別扱いできません」

➔特別扱いではなく、障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的です。

「もし何かあったら」

➔漠然としたリスクでは断る理由になりません。具体的なリスクと低減策を検討する必要があります。

★申出の内容が過重な負担だった場合

合理的でないものや過重な負担があるものについては、提供をお断りすることができます。

▶必要性がないのに買い物中は常に店員が同行することを求められた。

▶否定されるとストレスで症状が悪化してしまうからと、過度な要望であっても否定せずに実行することを求められた。

もっと知りたい!

内閣府の「障がいの者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」をご覧ください

12月3日～9日
障がい者週間

一人ひとりが
いきいきと
暮らせるために



12月

山形県障がい者
差別解消強化月間

問 保健福祉課福祉グループ
☎ 35-2111内線133
FAX 35-2118

障がい者差別解消法

(障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)

主に次の2つを定めています。

- ① 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ② 合理的配慮の提供
これまで、合理的配慮の義務付けは国や自治体のみでしたが、令和3年の法改正により、3年以内に事業者にも義務付けられます。

心のバリアフリー推進員

民間事業者や団体からの申し込みにより、山形県では心のバリアフリー推進員養成研修会を実施します。詳細は山形県ホームページをご覧ください。

